

IASB Update

2018年7月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2018 年 7 月にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [料金規制対象活動](#)
- [経営者による説明](#)
- [共通支配下の企業結合](#)
- [概念フレームワーク](#)
- [適用](#)
- [のれんと減損](#)
- [開示に関する取組み](#)
- [会計方針と会計上の見積り](#)
- [新興経済圏グループのアップデート](#)

関連情報

今後の IASB 会議：

2018 年 9 月 17 – 21 日

2018 年 10 月 22 – 26 日

2018 年 11 月 12 – 16 日

[IASB Update ニュース
レターのアーカイブ](#)

過去の IASB Update は
[こちら](#)

[要約のポッドキャスト](#)

過去の IASB ボード会議
の要約のオーディオ（ポ
ッドキャスト）は [こちら](#)

[プロジェクト作業計画](#)

プロジェクト作業計画は
[こちら](#)

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は 2018 年 7 月 17 日に会合し、「定義された料金規制」の対象となっている活動について開発中の会計モデルについて議論した。アジェンダ・ペーパー9A は、現在までの暫定的決定の要約を示したものであり情報目的のみであった。

測定（アジェンダ・ペーパー9B 及び 9D）

審議会は、規制資産の測定に関する 2018 年 5 月からの議論を継続した。

将来キャッシュ・フローの見積り

審議会は、認識される規制資産のそれぞれについて企業は次のことを行うべきであると暫定的に決定した。

- 将来キャッシュ・フローを「最も可能性の高い金額」方式又は「期待値」方式のいずれか（どの方式が特定の時点差異から生じるキャッシュ・フローの金額をより適切に見積ることになると企業が判断するのかに応じて決定）を用いて見積る。
- 時点差異の発生から解消まで同じ方法を継続的に適用する。

審議会は、それぞれの時点差異の結果を別々に考慮するのか 1 つ又は複数の他の時点差異と一緒に考慮するのかをどのように決定すべきなのかについても議論した。審議会は、そうした決定は、それによ

り生じる将来キャッシュ・フローの金額をより適切に予測することとなるアプローチに基づくべきであると暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこれらの決定に賛成し、1名が反対した。

重大な金融要素及び割引率

明示的な金融要素がない場合

審議会は、規制上の合意が時点差異の発生と解消の間の時間の影響について明示的な補償を定めていない場合には、企業は、時点差異の金融要素が重大なかどうかを判断するために判断を使用すべきであると暫定的に決定した。そのような判断は企業の実事及び状況に基づくべきである。

金融要素が重大ではないと企業が結論を下す場合には、将来キャッシュ・フローの割引は要求されない。しかし、金融要素が重大であると企業が結論を下す場合には、企業は「合理的な率」を用いて将来キャッシュ・フローを割り引いて、損失があれば直ちに純損益に認識すべきである。

審議会は、「合理的な率」を決定する際に考慮すべき要因に関するガイダンスを開発するようスタッフに依頼した。

明示的な金融要素がある場合

審議会は、金融要素が明示的である場合には、企業は、規制上の合意によって見積将来キャッシュ・フローについて設定された金利又は利回りを用いて見積将来キャッシュ・フロー割引くことによつて、規制資産を測定すべきである。しかし、この要求は、規制上の金利又は利回りが識別可能な事象又は決定により補償の超過又は不足を提供する水準で設定されていることを示す明確な証拠がある場合には適用されない。この状況においては、企業は、識別可能な事象又は決定が生じた期間にその補償の超過又は不足を認識すべきである。

14名の審議会メンバーのうち13名がこれらの決定に賛成し、1名が反対した。

見積りキャッシュ・フローの変動（割引率の変動によって生じた変動を含む）

審議会は、モデルはIAS第8号「会計方針の変更、会計上の見積りの変更及び誤謬」で要求されている処理を採用して見積将来キャッシュ・フローの変動を会計処理すべきであると暫定的に決定した。したがって、

- a. 見積将来キャッシュ・フローの変動の影響は、次のいずれかの期間に将来に向かって純損益に認識すべきである。
 - i. 変動があった期間（変動が当該期間のみに影響を与える場合）
 - ii. 変動があった期間及び将来の期間（変動が両方に影響を与える場合）
- b. 変動が規制資産の変動を生じさせる場合には、当該変動は、関連する資産の帳簿価額を調整することによって認識すべきである。

規制機関が時期差異の発生と解消の間の期間について企業に補償するために使用する金利又は利回りを変更する場合について、審議会は、企業は次のことを行うべきであると暫定的に決定した。

- a. 規制資産の残高を、改訂後の金利又は利回りを用いて見積将来キャッシュ・フローを割り引いて測定する。
- b. それにより生じる規制資産の帳簿価額の変動を、変更があった期間に認識する。

14名の審議会メンバーのうち13名がこれらの決定に賛成し、1名が反対した。

規制負債の測定

審議会は、モデルは規制資産と規制負債に同じ測定の要求事項を適用すべきである旨も暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

文案作成のための提案

審議会は、モデルを記述する際に、今回の会議で行われた暫定決定の単純化、明瞭化及びガイダンスの追加のための提案を開発するようスタッフに依頼した。

表示及び開示の目的（アジェンダ・ペーパー9C）

審議会は、モデルのための表示及び開示の要求事項の開発の指針とするための目的に関する議論を開始した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で表示及び開示に関する議論を継続する予定である。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

審議会は2018年7月17日に会合し、経営者による説明プロジェクトの現状に関するアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

経営者による説明の協議グループの第1回の会合が2018年10月に行われる。審議会は、経営者による説明の協議グループの第1回の会合の後に議論を継続する。

共通支配下の企業結合

審議会は2018年7月17日に会合し、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトについてのアップデート（会計基準アドバイザー・フォーラムの7月会議での議論の要約を含む）を受けた。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法について、今後の会議で議論を継続する予定である。

概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）

審議会は2018年7月17日に会合し、財務諸表作成者が会計方針を作成する際の支援を求めるために「財務報告に関する概念フレームワーク」をどのような場合に、また、どのように参照すべきかについて議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

適用（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は2018年7月17日に会合し、適用及び維持管理の各プロジェクトについて議論した。

IFRIC® Update (アジェンダ・ペーパー12A 及び 12B)

審議会は IFRS 解釈指針委員会 (委員会) の 2018 年 5 月と 6 月の会議に関するアップデートを受けた。これらの会議の詳細は IFRIC® Update (アジェンダ・ペーパー12A 及び 12B) で公表された。

審議会は何も決定を求められなかった。

契約が不利かどうかを評価する際に考慮されるコスト (IAS 第 37 号) – 考え得る狭い範囲の基準設定 (アジェンダ・ペーパー12C)

審議会は IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の狭い範囲の修正を提案する委員会の提言について議論した。修正案は、契約が不利かどうかの評価に関するものであり、次の内容となる。

- a. IAS 第 37 号の第 68 項における契約の「履行のコスト」は「契約に直接関連するコスト」で構成される旨を定める。
- b. 財又はサービスを提供する契約に直接に関連するコスト及びしないコストの例を示す。
- c. 企業に不利な契約に関する情報の開示を求める新たな要求は設けない。
- d. すでに IFRS 基準を使用して報告している企業のための個別の経過措置を設ける。このような企業は、「修正遡及」アプローチを適用し、修正案を適用開始日 (すなわち、企業が修正を最初に適用する事業年度の期首) 現在で存在している契約に適用することを要求されることになる。
- e. IFRS 基準を初めて採用する企業のための個別の経過措置は設けない。

審議会メンバー全員が委員会の提言に賛成した。

今後のステップ

審議会は今後の会議でデュー・プロセスのステップについて議論する。

コモディティ及び仮想通貨に関わる取引 – 潜在的な新規の研究・プロジェクト (アジェンダ・ペーパー12D)

審議会はコモディティ及び仮想通貨に関わる取引について議論した。

この議論は、IFRS 基準を使用して報告している企業にとってのコモディティ及び仮想通貨に関わる取引の普及度、及び審議会が行う可能性のある狭い範囲の基準設定活動に焦点を当てていた。

審議会は次のことを決定した。

- a. 今後の会議でコモディティ・ローンを扱うための考え得る狭い範囲の基準設定プロジェクトの実行可能性を検討する。
- b. 現時点で投資に関する基準を開発するプロジェクトを作業計画に追加することはしない。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成し、1 名が反対した。

審議会は、企業が仮想通貨の保有及びイニシャル・コイン・オファリング (ICO) の会計処理を決定する際に、既存の IFRS 基準をどのように適用する可能性があるのかに関する追加の情報を提供するよう委員会に依頼することも決定した。

審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、今後の会議でコモディティ・ローンを扱うための考え得る狭い範囲の基準設定プロジェクトの実行可能性を検討する。

審議会は、今後の会議で、委員会から提供される予定の仮想通貨に関する情報を検討する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2018年7月18日に会合し、のれんと減損のリサーチ・プロジェクトの議論を継続した。審議会は、このリサーチからの発見事項を踏まえたフォローアップ作業の目的について議論した。

特に、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 自己創設無形資産と企業結合で取得した無形資産との間の要求事項の相違を解消するという目的を追求しない。

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

- b. 企業結合が良い投資意思決定だったのかどうか及び取得した事業の取得後の業績が取得時に期待されたとおりののかどうかを投資者がより有効に評価できるようにするために、開示を改善できるかどうかを検討する。

14名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

- c. IAS第36号「資産の減損」から下記を削除することによる使用価値の計算の改善を追求する。

- i. 将来のリストラチャリング又は将来の拡張から生じると見込まれるキャッシュ・フローを計算から除外している制限

- ii. 計算に税引前のインプットを使用するという要求

14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

- d. 取得したのれんの帳簿価額が回収可能かどうかの評価に焦点を当てるように変更することはせず、IAS第36号における減損テストの既存のモデルを維持する。

14名の審議会メンバーのうち9名がこの決定に賛成し、5名が反対した。

- e. のれんの会計処理の簡素化という目的を追求する際に、次のようにする。

- i. 当初認識時に直ちにのれんの評価減を行うことを企業に要求することは検討しない。

14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

- ii. のれんの償却を再導入するかどうかを検討する。

14名の審議会メンバーのうち8名がこの決定に賛成し、6名が反対した。

- iii. のれんの強制的な年次の定量的減損テストの免除の可能性を追求する。

14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

審議会は、このリサーチ・プロジェクトの次のステップとしてディスカッション・ペーパーを公表することも暫定的に決定した。（審議会は、この決定は、例えば、使用価値の計算の的を絞った改善に関する公開草案を公表することを妨げるものではないことに留意した。）

14名の審議会メンバーがこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、今回の会議で議論した目的を達成する方法についての議論を継続する。

開示に関する取組み – 「重要性がある」の定義、的を絞った基準レベルでの開示のレビュー及び開示原則（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は2018年7月18日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 「重要性がある」の定義のプロジェクトについてスタッフが書面投票プロセスを開始することができるかどうか。
- b. 審議会的を絞った基準レベルでの開示のレビューの一部としてテストすべき開示目的及び開示要求の文案作成に対するアプローチ
- c. どの基準を審議会的を絞った基準レベルでの開示のレビューの対象とすべきか
- d. 開示原則プロジェクトの残りのステップ

IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正 – デュー・プロセスのステップ及び書面投票（アジェンダ・ペーパー-11A）

審議会は、「重要性がある」の定義及び付属する説明的なパラグラフの修正案を再公開しないことを決定した。

14 名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

審議会は、デュー・プロセスの要求事項が満たされており、修正案について書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を行ったということに納得した。

14 名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

審議会は、日程案に同意し、書面投票のために修正案を作成する許可をスタッフに与えた。

14 名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

修正の公表に反対を予定している審議会メンバーはいない。

審議会のためのガイダンス – 開示目的（アジェンダ・ペーパー-11C）

文言の使用に関して、将来において開示目的及び開示要求の文案作成を行う際に、審議会は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 基準における開示目的に準拠することを企業に要求するためには、規範的な文言（すなわち、「しなければならない」）を使用する。14 名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。
- b. 開示に関する情報の具体的な項目に言及する際には、規範性のより低い文言（例えば、「考慮しなければならない」）を使用する。14 名の審議会メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成し、5 名が反対した。
- c. 基準における開示要求全体にわたり首尾一貫した用語の使用を最大限にするために、下記のステップを踏む。
 - i. ある IFRS 基準の開示セクションにおいて最初に導入される用語及び概念を定義することを検討する。
 - ii. 同じ用語を基準ごとに異なる方法で使用することを避ける。同じ用語について異なる意味が不可避である場合には、その用語の異なる用法を説明してその用語の各用法を適切な説明と明確に関連付けるための追加的なガイダンスの文案作成を考慮する。
 - iii. IFRS 基準の開示要求において「表示する」及び「開示する」という用語を使用する際には、意図した記載場所を記述する。
 - iv. 文案作成段階で、開示の提案と基準の他の場所との間での用語の記述方法の不整合を識別するのに役立つため助言（IFRS タクソノミ・チームからの助言を含む）を求める。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

様式と表示の使用に関して、審議会は、開示目的及び開示要求の文案作成の際に、審議会は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 適切な場合には、「何にでも対応できる」目的を各開示セクションの末尾に示す。14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。
- b. 具体的な開示目的を太字で表示する。14名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。
- c. 基準における開示セクションを、開示目的及び開示要求が満たすことを意図している同様の情報ニーズに基づいて構成する。多くの場合、このアプローチは、開示セクションが同様の又は関連した開示目的のグループで構成される結果となると予想される。14名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

審議会は、将来において開示目的及び開示要求の文案作成を行う際に、審議会は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 開示の提案と IFRS 基準における要求事項又は他の審議会公表物におけるガイダンスとの関係を識別するために、助言（IFRS タクソノミ・チームからの助言を含む）を求める（開発段階と文案作成段階の両方で）。14名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。
- b. IFRS 基準の文案作成の際に、開示要求の間の重複を最小限にする。複数の基準に類似した開示要求がある場合には、当該要求事項は、重複させるのではなく、可能な範囲で関連付けるべきである。14名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。
- c. 個々の IFRS 基準の開示セクションでは重要性に言及しない。14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

基準の選定（アジェンダ・ペーパー11D）

審議会は、審議会が開示要求の開発及び文案作成の際に使用するためのガイダンス案をテストするために、IAS 第 19 号「従業員給付」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」を選定することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

プロジェクトの今後のステップ – 会計方針の開示（アジェンダ・ペーパー11E）

審議会は、会計方針の開示への4段階の重要性プロセスの適用を説明し明示するために、IFRS 実務記述書第2号「重要性の判断の行使」に含めるためのガイダンス及び設例を開発することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

プロジェクトの今後のステップ – 情報の記載場所（アジェンダ・ペーパー11F）

審議会は、財務諸表の外で提供される IFRS 情報に関する要求事項を開発しないことを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、2名が反対した。1名は欠席であった。

審議会は、財務諸表の中で提供される非 IFRS 情報に関する要求事項を開発しないことも暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、1名が反対した。1名は欠席であった。

テクノロジーとデジタル報告（アジェンダ・ペーパー11G）

審議会は、開示に関する取組みに関してのテクノロジー及びデジタル報告についてのフィードバックへの対応を、関連する考慮事項を審議会が開示目的及び開示要求の開発及び文案作成を行う際に使用するためのガイダンスに含めることによって行うことを暫定的に決定した。審議会は、開示原則プロジェクトの中では、テクノロジー及びデジタル報告が会計方針の開示及び情報の記載場所に与える影響を考慮するための追加の行動は取らないことも暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

審議会は、財務報告に対するテクノロジーのより幅広い影響に関する論点を IFRS 財団のテクノロジーに関する取組みの一部として検討することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、審議会が開示要求の開発及び文案作成の際に使用するガイダンスのテストに関する議論を今後の会議で継続する予定である。

今後の会議で、審議会は、4 段階の重要性プロセスの会計方針の開示への適用を説明し明示するための実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」の修正について議論する予定である。さらに、審議会は、IFRS 実務記述書第 2 号に含めるためのガイダンス及び設例を開発する中で、IAS 第 1 号における会計方針の開示の要求事項の修正の必要性を検討する。

会計方針と会計上の見積り（アジェンダ・ペーパー26）

審議会は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積り及び誤謬」の修正案の特定の側面についての ASAF メンバーからのフィードバックの要約を受け取った。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は今後の会議で議論を継続する。

新興経済圏グループ（アジェンダ・ペーパー28）

国際会計基準審議会（IASB）は 2018 年 7 月 18 日に会合し、新興経済圏グループの 2018 年 5 月のクアラルンプールでの会議以降の当該グループへの関与についてのアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

新興経済圏グループの詳細については、[こちら](#)。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675